

## このお仕事で働く皆様へ

このお仕事には、越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の「賃金の下限額※」が定められています。  
 (※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

※ご自身の賃金が下記労働報酬下限額より低いと思う場合、越谷市 又は 受注者である元請業者へ申出  
 をすることができます。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。また、申出をしたことを  
 理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取扱いを受けることは条例で禁止されています。

建設工事 令和6年度 労働報酬下限額

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	3,308
2	普通作業員	2,734	28	潜水士	5,142
3	軽作業員	1,902	29	潜水連絡員	3,870
4	造園工	2,779	30	潜水送気員	3,780
5	法面工	3,364	31	山林砂防工	3,443
6	とび工	3,420	32	軌道工	6,267
7	石工	3,465	33	型わく工	3,353
8	ブロック工	3,274	34	大工	3,229
9	電工	3,060	35	左官	3,353
10	鉄筋工	3,398	36	配管工	2,903
11	鉄骨工	3,060	37	はつり工	3,207
12	塗装工	3,465	38	防水工	3,702
13	溶接工	3,555	39	板金工	3,623
14	運転手(特殊)	3,297	40	タイル工	2,952
15	運転手(一般)	2,835	41	サッシ工	3,387
16	潜かん工	3,927	42	屋根ふき工	3,120
17	潜かん世話役	4,669	43	内装工	3,544
18	さく岩工	3,994	44	ガラス工	3,353
19	トンネル特殊工	3,927	45	建具工	3,015
20	トンネル作業員	3,297	46	ダクト工	3,027
21	トンネル世話役	4,343	47	保温工	2,937
22	橋りょう特殊工	3,792	48	建築ブロック工	3,059
23	橋りょう塗装工	3,769	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,264	50	交通誘導警備員A	1,992
25	土木一般世話役	3,308	51	交通誘導警備員B	1,789
26	高級船員	4,095			

※見習いとして従事する労働者(未経験かつ入社期間3か月以内の労働者)等は、

1,522円(1時間あたり)

## 「あなたの賃金を労働報酬下限額と比べてみましょう」

まずは、給与明細を見ながら、下記のお試し用簡単チェックで計算してみましょう！

### ■建設工事

STEP 1：それぞれ月額を当てはめます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{家族手当(扶養} \\ \text{手当)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅手当} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{通勤手当} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

STEP 2：月額のうち、公契約条例対象契約分の額を計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1月の労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{1月のうち、公契約条例対象} \\ \text{契約に従事した時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする} \\ \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

STEP 3：1時間あたりの額を計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする} \\ \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1月のうち、公契約条例対象} \\ \text{契約に従事した時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金} \\ \text{(1時間あたり)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

STEP 4：職種ごとの労働報酬下限額と比べます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金} \\ \text{(1時間あたり)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの職種における} \\ \text{労働報酬下限額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \quad \dots \quad \text{問題ありません}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金} \\ \text{(1時間あたり)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} < \begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの職種における} \\ \text{労働報酬下限額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \quad \dots \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{労働報酬下限額を下} \\ \text{回っている場合があります} \\ \hline \text{下記URLを参考に、より詳しく計} \\ \text{算してみましょう。} \\ \hline \end{array}$$

「越谷市公契約条例の手引き」では、詳しい算出方法を解説しています

#### ■越谷市ホームページ

ホーム>事業者情報>入札・契約・インボイス>入札・契約に必要な手続き>越谷市公契約条例>手引き>「越谷市公契約条例の手引き」



越谷市ホームページ

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。

#### ■問い合わせ先

越谷市役所 契約課

所在地：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

電話：048-963-9131 FAX：048-966-6008

メール：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp